

学校いじめ防止基本方針

北海道函館中部高等学校（全日制）

1 趣 旨

本校では、「いじめの芽はどの生徒にも生じ得ること、善意に基づく行為であっても意図せず相手側の心身に苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合があること、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わることもありうる」という認識を踏まえ、生徒が楽しく充実した高校生活を過ごすことができるよう、いじめが起きにくい・いじめを許さない・いじめを見逃さない環境づくりを推進する。そのため、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組む。また、「いじめ防止対策推進法」、「北海道いじめ防止条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめを積極的に認知し、組織的に対応し、適切かつ速やかに解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 「いじめ」とは

○ いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○ いじめの内容

具体的ないじめの態様として、

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

○ いじめの要因

- ・ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬

感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ・いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

3 いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との認識を持つ。
- ・「いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」との認識を持つ。
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持つ。
- ・いじめは、「いじめ対策防止委員会」にて組織的に対応する。
- ・「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、その訴えを誠実に受け止め、生徒を守るという立場で事実関係を確かめて対応する。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめ問題について保護者・地域・関連機関との連携を図り解決に向けて対応する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー等含めた集団で判断する。

4 いじめを予防するために

(1) 生徒に対して

- ・学校の教育活動全体を通じ、一人一人が活躍できる集団作りを進める。
- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員であることを自覚できるような学級作りを行う。

- ・一人一人を大切にしたい、分かりやすい授業を行い、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・ストレスを感じたり、困難な状況に出会っても、スポーツや読書などで発散するなど、ストレスや困難に適切に対処する力を育てる。
- ・「いじめは許されない」という認識を全生徒が持てるように、いじめの問題を学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・生徒同士、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ・学校、学級内に「いじめをしない」「いじめを許さない」等の雰囲気を作る。

(2) 教員に対して

- ・学校の教育活動全般を通じ常に生徒を観察し、生徒理解を図り、人間関係に注意を向ける。
- ・生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から係わりを持ち、いじめを見逃したり軽視したりしない。
- ・いじめを発見した、又は相談を受けた場合は、いじめに関する情報を速やかに「いじめ対策防止委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしない。
- ・達成感や成就感を持つことができる授業を行うことを意識し、常に工夫と研修に努める。
- ・LHRや部活動、行事などを通して、ストレスや困難に出会った際の心の持ち方や周囲の人々とのつながり方を指導し、それらに対処し乗り越えることを体験させる機会を作る。
- ・LHRや部活動、行事などを通して、いじめの問題を学び機会を設定し、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を学級活動や生徒会活動で指導する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修会を実施し、「いじめ」について本校教職員の理解を深め、指導力を高める。

(3) 学校全体として（「いじめ防止プログラム」）

- ・全教育活動をととして、「いじめは許されない」という雰囲気を作り上げる。
- ・いじめに関するアンケートを年2回実施し、分析結果を職員全体で共有する。
- ・全校集会などの機会に、「いじめは許されない」ことを講話や諸注意の中で取り上げる。
- ・教育相談等の実施により生徒の状況を把握する。
- ・スクールカウンセラーの訪問による面談や相談を積極的に活用する。
- ・「いじめ問題」に関する取組を生徒会として行う。

(4) 保護者・地域に対して

- ・学校便り、HPなどを通じて、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を周知するとともに、いじめ問題とその解決に向けての取組を発信し理解と協力を求める。
- ・PTA活動などの各種集まりで、いじめ問題について触れる機会を持ち、学校に相談・連絡しやすい雰囲気を作る。また、連絡や相談を受けたときはスピード感を持って対応に努める。

5 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見に向けて

- ・生徒の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する機会を持つ。

- ・ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教員で的確に係わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することがないようにする。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、声かけを多くするなど、生徒に「見守られている」感覚を持たせ安心感を持たせる。
- ・アンケート調査や個人面談等を活用し、生徒の人間関係や悩み等の把握につとめ、日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

(2) 相談

- ・いじめで困っていたり悩んでいたりがあれば、誰にでも相談することができること、相談することの大切さを学校活動の全てを通して伝えていく。
- ・いじめの相談を受けた際には親身になって聞き、苦しみに共感し支援するなどの心のケアを図り、いじめから守る姿勢で対応することを保護者や生徒に伝える。
- ・いじめられている生徒には自尊感情を高めたり、自信を持てるような励ましをおこなう。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は問題を抱え込むことなく委員会へ報告する。その後、委員会は校内で情報を共有し、迅速かつ組織的に対応する。

(3) 早期対応

- ・教員が気づいた場合、あるいは生徒や保護者から相談があった場合の「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめを受けた生徒を守り抜き、スクールカウンセラーを始め医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行う。
- ・いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめている生徒に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているのかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

6 校内体制について

- ・「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成は、校長、教頭、生徒部長、養護教諭とする。また、スクールカウンセラーなど外部専門家（機関）に参加や助言を求めるなど、適時、柔軟に構成する。
- ・いじめの疑いに関する情報やいじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加えた「いじめ防止対策委員会」が、①入手した情報の報告を受け、共通理解を図る ②調査方針や役割分担等の決定を行う ③情報集約や事実関係の把握・認知を行う ④調査資料の整理・保護者への連絡を行うとともに、随時、スクールカウンセラーや外部専門家の助言を受けながら、重大事態か否かの判断を行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取扱いを考慮しながら、全ての教職員が共有し組織的に対応する。
- ・いじめ防止等の取組に関する年間指導計画の作成、調査結果や相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。

7 関係機関との連携について

- ・北海道教育委員会や教育局にいじめの事実を確認した場合の報告や重大事態発生時の対応等について指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。
- ・生徒の心身や財産に重大な被害が疑われる場合や犯罪等の違法行為がある場合には、警察と連携を図り対応する。
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握や家庭の養育に関する指導・助言については、福祉関係機関と連携を図る。
- ・精神保健に関する相談や精神症状についての治療・指導・助言については、医療機関との連携を図る。
- ・地域全体で「いじめは許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの生徒の健全育成についての話し合いを勧めることを願います。

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を失墜させる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどであり、決して許される行為ではない。

(2) ネットのいじめの予防

- ・保護者への啓発（フィルタリング等）
- ・情報教育の指導の充実、ネットトラブル防止講話等の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ・ネットいじめの把握（被害者からの訴え、閲覧者からの情報提供、ネットパトロール等）
- ・不当な書き込みへの対処（状況に応じて、警察等との連携）

9 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは（いじめ防止法第28条）

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪いとられた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
 - ・年間の欠席が概ね30日以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

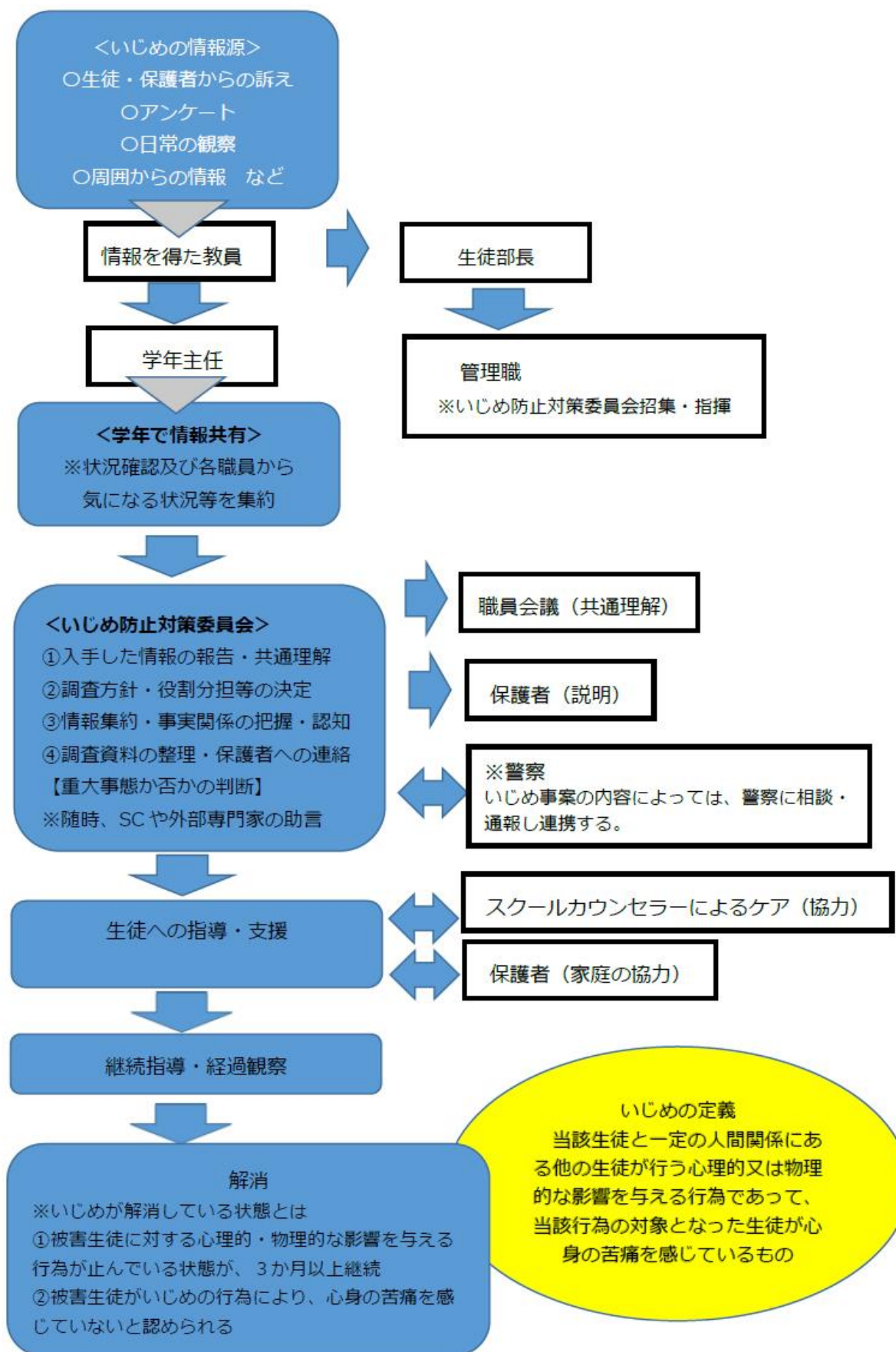
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（渡島教育局）に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事調査のための組織に協力する。

10 その他

- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直しについては、学校評価の項目として設定するとともに、年度ごとに生徒・保護者からのアンケートや協議の場を設定するなどして、次年度の取り組みの改善に生かす。

11 いじめ対応のフローチャート



平成26年3月制定
令和5年10月改訂